平成２１年（フ）第１２０５号
仙台市若林区沖野字高野14番地の４
債務者　俵口　昭一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１１号
仙台市若林区大和町５丁目10番13―901号
債務者　関　　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１２号
仙台市宮城野区岩切３丁目24番47号　野中アパート２―Ｃ
債務者　鈴木　八十
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１４号
仙台市太白区鹿野本町２番５―306号
債務者　**鯰**名　紀美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２４号
仙台市青葉区水の森２丁目１番20号
債務者　平地　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２５号
仙台市青葉区作並字相ノ沢28番地の１　槻田アパート
債務者　菅原　智香
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３０号
仙台市太白区袋原字小原40番地の１
債務者　松川　健一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３２号
仙台市宮城野区萩野町３丁目17番地の４　ファミール萩野町101
債務者　片平　康弘（旧姓門脇）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５８号
仙台市青葉区荒巻神明町19番43号　菊地アパート102
債務者　山田　潤子（旧姓澤邉）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６４号
宮城県名取市増田７丁目14番15号
債務者　博田由見子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７９号
仙台市若林区沖野７丁目19番３号
債務者　本田　正之
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８０号
仙台市若林区沖野７丁目19番３号
債務者　本田　好惠
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
茨城県ひたちなか市大字東石川2433番地50　コーポ浅香201号
債務者　高橋　義明（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４８４号
茨城県ひたちなか市大字高場493番地２東ニシノハイツＡ棟101号
債務者　富田　真澄（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４９２号
茨城県水戸市大串町715汐ヶ崎病院、住民票上の住所茨城県水戸市中央２丁目９番８―201号　コーポラス中央
債務者　梶間　昭宏
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５０２号
茨城県常陸大宮市東富町3053番地の34、旧住所茨城県常陸大宮市若林1000番地の97
債務者　志村　裕介
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５０４号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川907番地１
債務者　佐野眞智子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５１４号
茨城県水戸市吉沼町74番地、旧住所茨城県水戸市新荘１丁目１番５号
債務者　滝田江美子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所